

第 19 号議案

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 24 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年足立区条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（報酬の減額）

第 3 条の 2 月額報酬を受ける委員長又は委員が、疾病等によりその月の委員としての職責を果たすことができない状態にある場合、その月の報酬は支給しない。ただし、その月のうちに委員としての活動実態が認められる日があるときは、当月の現日数を基礎として日割りをもつて計算した額を支給する。この場合において、計算した額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

報酬の減額について定める必要があるので、この条例案を提出いたします。